

トラック	乗合バス・タクシー	貸切バス
<p>2023年10月10日付 貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について</p>	<p>2023年10月10日付 旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について</p>	
<p>また、点呼を行った旨並びに報告及び指示の内容の記録・保存については、「運行記録計による記録等の電磁的方法による記録・保存の取扱いについて」（平成10年3月31日付け自環第72号）によらず、書面又は電磁的方法による記録・保存のいずれでも差し支えない</p>	<p>また、点呼を行った旨並びに報告及び指示の内容の記録、保存については、「運行記録計による記録等の電磁的方法による記録・保存の取扱いについて」（平成10年3月31日付け自環第72号）によらず、書面又は電磁的方法による記録・保存のいずれでも差し支えない。ただし、一般貸切旅客自動車運送事業者にあつては、書面ではなく電磁的方法による記録の保存をしなければならない。</p>	<p>また、点呼を行った旨並びに報告及び指示の内容の記録、保存については、「運行記録計による記録等の電磁的方法による記録・保存の取扱いについて」（平成10年3月31日付け自環第72号）によらず、書面又は電磁的方法による記録・保存のいずれでも差し支えない。ただし、一般貸切旅客自動車運送事業者にあつては、書面ではなく電磁的方法による記録の保存をしなければならない。</p>
<p>『記録の保存を1年間義務付け』</p>	<p>『記録の保存を1年間義務付け』</p>	<p>『一般貸切旅客自動車運送事業者にあつては3年間』</p>
<p>https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resource/data/construction_kamotsu.pdf</p>	<p>https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resource/data/construction_ryokaku.pdf</p>	

「紙」の電磁的データ化の解釈

『一般貸切旅客自動車運送事業者による電磁的記録の保存には、点呼記録をシステムに入力して即座に自動的に保存されるもののみならず、パソコンの表計算ソフト等で入力したものを改ざんが容易でない方法で保存することや、手書きの点呼記録簿等をスキャナ（スマートフォンやデジタルカメラ含む）で読み取った形式で保存することを含む。いずれの記録においても、改ざんが容易でない形で保存する作業は、点呼を実施した日から**1週間以内に保存**すること』

2023年10月10日付旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について

https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resource/data/construction_ryokaku.pdf

「点呼等の状況の記録」の電磁的データの解釈

(4) 点呼等の状況の記録（第6項及び第7項）

「録音及び録画」する機器は、点呼実施者・運転者側双方の音声を確認でき、かつ、運転者に対して点呼を実施している様子が確認できる映像が保存されていれば、監視カメラ、ノートパソコンに内蔵されているWebカメラ、デジタルカメラ、スマートフォン等幅広く認められる。

点呼時の「録音及び録画」データ及び呼気の検査を行っている状況の「写真」データ（以下「動画データ等」という。）について、記録日がデータ表示画面や保存日から判別できない場合（例：事業場の撮影を常時行った場合であって、画面データに撮影日が入力されていない場合等）には、記録日がいつであるか分かるように動画データ等と合わせて保存しておくこと。

動画データ等について、事業者内で利用するものの他、国の監査及び旅客自動車運送適正化事業実施機関で実施する巡回指導の際に参照する場合がある。動画データ等の情報の取扱いについて、あらかじめ従業員に同意を得ておくことが望ましい。また、従業員のプライバシーに配慮するため、動画データ等について、必要に応じてアクセスできる者の制限、パスワードの設定、ウイルス対策等を実施することが望ましい。

録音、録画及び撮影する機器（以下「録画機器等」という。）について、正常に作動しているか確認をすること。録画機器等が故障した場合にあっては、その後数日間録音、録画及び撮影ができない恐れがあることから、それを証するものとして**故障日時、故障内容について記録し、90日間電磁的方法で保存すること**。また、故障した機器については速やかに修理又は交換を行うこと。

2023年10月10日付旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について

https://www.mlit.go.jp/iidosha/anzen/03safety/resource/data/construction_ryokaku.pdf

旅客自動車運送事業運輸規則 新設条項*（6項、7項）

点呼24条 新設 6項

6 一般貸切旅客自動車運送事業者は、第一項から第三項までの規定により点呼を行ったときは、その状況を**録音及び録画**（電話その他の方法により点呼を行う場合にあつては、録音のみ）して電磁的方法により記録媒体に記録し、かつ、その記録を**九十日間保存しなければならない**。

点呼24条 新設 7項

7 一般貸切旅客自動車運送事業者は、第一項、第二項及び第四項の規定によりアルコール検知器を用いて運転者の酒気帯びの有無について確認を行うときは、当該確認に係る**呼気の検査を行っている状況の写真**（当該運転者を識別できるものに限る。）を撮影して電磁的方法により記録媒体に記録し、かつ、その**記録を九十日間保存しなければならない**。ただし、当該状況を前項の規定により録画する場合はこの限りでない。

注) 2023年11月2日現在
e-gov<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=331M50000800044>
には、6項、7項は反映されていません。
上記は、10月10日の国土交通省報道資料 新旧対応表より抜粋
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001634177.pdf>